

## 公益財団法人黒石市スポーツ協会国民体育大会選手派遣費助成規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人黒石市スポーツ協会（以下「協会」という。）が国民体育大会出場者の育成支援を目的として、交通費等経費の一部を助成するために必要な事項を定める。

### (助成対象となる大会)

第2条 国民体育大会（本大会・冬季）

### (選手派遣の助成基準)

第3条 国民体育大会に選手として出場する黒石市に住民登録をし、実際に居住している市民を対象とする。

- 2 国民体育大会に選手として出場後、事情により黒石市に居住出来なくなった場合は、第5条第1項において審査し決定する。
- 3 出場する団体の一員として出場する場合は、個人扱いとする。
- 4 出場する団体の5名以上の者が出場する場合は、団体扱いとする。

### (申請)

第4条 協会が指定する選手派遣費助成申請書（第1号様式）により提出しなければならない。

### (選手派遣費の助成)

第5条 選手派遣費の助成は、協会内部の委員会において審査し決定する。

- 2 選手派遣費の助成額は、次のとおりとする。

個人 10,000円

団体 50,000円

### (助成方法)

第6条 選手派遣費の助成は、個人の指定した口座または団体代表者の指定した口座に振り込みとする。

### 附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この規程は、令和2年4月1日から施行する。（一部改正）
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。（名称変更：第1条）